

柏市マイクロチップ普及促進事業補助金交付要綱

制定 令和 6 年 9 月 19 日

施行 令和 6 年 10 月 1 日

(目的等)

第1条 この要綱は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）及び柏市動物の愛護及び管理に関する条例（平成19年柏市条例第55号）の趣旨に基づき、その飼育する犬及び猫にマイクロチップの装着した者に対しマイクロチップ普及促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することによりマイクロチップの装着を普及促進し、もって所有者明示措置を講じることに関する普及啓発を行うことを目的とする。

2 補助金の交付に関しては、柏市補助金等交付規則（昭和60年柏市規則第29号。以下「規則」という。）その他法令等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象動物)

第2条 補助金の対象となる動物（以下「補助対象動物」という。）犬であって次に掲げる要件のいずれにも該当するもの又は猫であって第1号に掲げる要件に該当するものとする。

(1) 次条に規定する対象者が市内で飼養するもの。

(2) 規則第2条第1項の規定による申請の日（以下「申請日」という。）までに法第39条の5第1項の規定による登録を受けていること。

(3) 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第5条に規定する狂犬病予防注射を申請日前1年以内に受けていること。

2 前項の規定にかかわらず、法第10条第1項に規定する第一種動物取扱業を営む者が営利を目的として飼養している犬又は猫は補助対象動物としない。

(対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次のいずれにも

該当する者とする。

(1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき柏市の住民基本台帳に登録されている18歳以上の個人であること。

(2) 市税を滞納していないこと。

(3) 補助対象動物に動物病院でマイクロチップを装着し、その装着費用を負担した者であること。

（対象費用）

第4条 補助金の交付の対象とする費用は、補助金対象動物に対するマイクロチップの装着に要した費用の額とする。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、対象費用の額とする。その額が、税込み2,000円を超える場合は2,000円とする。

2 補助金の交付の回数は、対象者1人につき、犬および猫を合わせて2回を限度とする。

（申請書の提出）

第6条 規則第2条第1項の規定による申請は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間において、マイクロチップの装着後速やかに行うものとする。

（交付の申請及び実績報告並びに請求）

第7条 助成金の交付を申請しようとする者は、補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書（第1号様式）を、市長に提出しなければならない。併せて第8条1項にあげる書類を、添付しなければならない。

（申請書添付書類）

第8条 規則第2条第3項に規定する市長が別に定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) マイクロチップの装着費用が記載された領収書（当該マイクロチップを装着した動物病院が発行したものに限る。）

(2) 法第39条の3第1項に規定するマイクロチップ装着証明書

(3) 法第39条の5第4項に規定する登録証明書

（決定及び確定通知書）

第9条 規則第5条及び第13条に規定する通知は、次により行う。

(1) 交付決定および確定通知（第2号－1様式）

(2) 不交付決定通知（第2号－2様式）

（標準処理期間）

第10条 申請書の提出から補助金の交付の可否の決定までに要する標準的な期間は、30日とする。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月16日から施行する。